



広報

# いながわ

第707号

10月1日

平成17年  
(2005年)

毎月1日・15日発行

町制施行50周年  
明るい未来の創造

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課

〒666-0202 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255

町制施行50周年

ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス [koho@town.inagawa.hyogo.jp](mailto:koho@town.inagawa.hyogo.jp)

12月1日からスタートする「ふれあい収集」



## 12月1日から「ふれあい収集」スタート

ごみ出しが困難な世帯を対象に、12月1日から戸別収集「ふれあい収集」を開始します。また、戸別収集にあわせて高齢者など、一人暮らしの安否確認も行います。「ふれあい収集」の受け付けは10月1日から開始します。

### ごみ出しが困難な

# 高齢者や障害者の戸別収集を実施

この戸別収集は、家庭から排出されるごみを、ごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯などに対し、戸別に収集の収集を行うとともに補助的に安否確認を行うサービスです。この「ふれあい収集」を希望する人は、次の要領により申込みください。

#### 対象者

対象世帯は、町内在住の人で、自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者もしくは障害者であつて、次のいずれかに該当する世帯です。ただし、地域や身近な人、親族などによるごみ出しの協力が得られる場合は対象外です。

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険認定における要介護度2より重度の人で、おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯。または、おおむね65歳以上の人で構成されている世帯

身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、一人暮らしの身体障害者（難病患者含む）・知的障害者・精神障害者の世帯、または障害者で構成されている世帯

#### 申込方法

町役場生活環境課、日生・六瀬住民センターまたはクリーンセンターに備えている申請書に記入し、各窓口へ提出してください。申請書の裏面には、認定書または手帳のコピーを貼付してください。

#### 調査・決定

10月1日から随時受け付けます。申請後に直接職員が訪問し、申請内容について面談調査を行います。

### ごみの出し方

収集するごみは、町が収集を行っている全ての一般家庭ごみです。ごみカレンダーの「燃えるごみ」の日に収集します。ただし、その日が祝日の場合は、翌日に収集します。午前8時45分から収集を行います。無色透明または無色半透明のビニール袋に、ごみを分別して入れてください。ごみはビニール袋に入れた後、玄関などに利用者が用意する「ごみ収集容器」などに入れてください。粗大ごみのある場合は連絡ください。

ごみは、7分類に分けてください。



## アスベストの健康相談は

石綿（アスベスト）は触れても安全ですが、飛び散って吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法などで飛散防止などが図られています。

アスベストの健康被害は、潜伏期間が長いので、昭和30～40年代にアスベスト関連工場で働いていた方、工場近隣に居住していた方など、アスベストによる関連疾病を心配な方は、勤務先の事業所や町が実施している肺がん検診を利用して下さい。受診される方やすでに受診済みの方で気になる方は、保健センターへ相談してください。

なお、現在町の公共施設において、使用しているアスベストの含有調査を行っています。詳細な調査結果については、今後公表していきます。

### アスベスト（石綿）に関する相談窓口

猪名川町相談窓口

主たる相談内容	相談窓口・問合せ	相談時間	電話番号
健康相談に関する事	住民生活部保健センター	平日 = 午前8時45分～午後5時30分	766 - 1000
環境相談に関する事	環境経済部生活環境課		766 - 8712
建築相談に関する事	建設部都市整備課		766 - 8704
公共施設（学校教育施設を除く）に関する事	建設部道路河川課		766 - 8705
学校教育施設に関する事	教育委員会教育総務課		766 - 6000

#### 問合せ

クリーンセンター  
(768・0818)

#### 安否確認

収集日にごみが玄関先などに出ていない場合は、安否確認の対象になります。長期不在やごみを出さない場合などは、事前にクリーンセンターへ連絡してください。

面接などにより、必要要件を確認のうえ「ふれあい収集」の実施の決定を行います。決定後、「ふれあい収集実施決定書」により、調査の結果を通知します。

### ボランティアガイドになってみませんか



町の魅力のひとつ青木間歩

応募資格 平成18年4月1日現在で年齢が満20歳以上の心身ともに健康な人で、猪名川町の歴史・文化（文化財等）・自然（地理・動植物等）・まちなみ等に関心があり、かつその説明ができる人

町では、本町を訪れる観光客などに史跡、文化施設、景勝地などを案内し、町の魅力を伝える観光ガイドを募集します。応募者は、研修後、審査を経て観光ボランティアガイドに認定されます。問い合わせは、同課（766・8711）へ。

#### 今月号の主な内容

2面「町長選挙投票日は10月23日」  
3面「平成18年度町立幼稚園児の募集」  
4面「5面」猪名川の秋を楽しもう」  
6面「情報ポケット」  
7面「健康・福祉」  
8面「いながわ特派員報告」